

【対象者】

震災時に避難区域等に住民登録があった方、約21万人。
〔年齢区分〕0～3歳、4～6歳、小学生、中学生、一般（16歳以上）の5つ

【調査方法】

対象者の年齢区分に応じて、調査票（自記式または保護者回答）を作成し配布する

【主な調査項目】

- ・現在のこころとからだの健康状態について
- ・生活習慣について（食生活、睡眠、喫煙、飲酒、運動）
- ・最近の行動について
- ・現在の生活状況、人とのつながりについて（「一般」）など

【回答後の対応】

回答内容から、支援が必要と思われる方には「こころの健康支援チーム」の臨床心理士、保健師、看護師等からお電話をさせていただき、こころの健康や生活習慣に関する問題についてアドバイスや支援を行っています。

また、継続した支援が必要と思われる方には、地域の登録医師や市町村、ふくしま心のケアセンターと連携し、継続的なケアを行っています。

県民健康調査の「こころの健康度・生活習慣に関する調査」とは？（福島県立医大放射線医学県民健康管理センター）より作成

こころの健康度・生活習慣に関する調査の対象となる方は、健康診査と同じく、原発事故時に警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域に指定された市町村及び特定避難勧奨地点の属する地域*にお住まいだった方々です。

これらの方々に、こころと身体の健康状態をお尋ねする調査票に回答していただき、回答内容を指標化し、支援を必要とされていないかどうかを確認しています。

より適切な対応を行うために、調査対象者の年齢に応じた調査票を用意しています。小児は「0～3歳」「4～6歳」「小学生」「中学生」の4つに区分し、それに16歳以上の一般を加えて計5つに区分しています。

調査内容は、現在のこころや体の健康状態のほか、避難によって生活環境が大きく変わったことから、食生活、睡眠、飲酒、喫煙、運動などの生活習慣の変化についてもお尋ねしています。

※：田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村の全域及び伊達市の一部

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2014年3月31日

：2015年3月31日

関連 Q&A

- ・6章 QA67 平成23年3月11日時点では避難区域等にいなかったのに、調査票が送られてきました
- ・6章 QA68 調査結果は全員に通知されるのですか
- ・6章 QA74 県外に住所を変更しても調査は継続してもらえるのですか
- ・6章 QA75 震災後に子どもが生まれましたが、調査の対象になりますか